厚労省の新型コロナウイルス感染症取り扱いに関する通達

今年2月3日付けで厚労省が都道府県労働局労災補償課長に宛てて発出した「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務の留意点について(基補発0203第1号)」の通達を福島みずほ参議院議員が厚労省より入手し、東京労働安全衛生センターが明らかにしました。

この通達の内容は、仕事で新型コロナウイルス感染症に罹患した労働者から労災保険給付の請求がされた場合の取扱いについてです。

この通達の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償の取扱いについてQ&A」には、業務上と考えられる例がいくつか紹介されています。その一つは「接客などの対人業務において、新型コロナウイルスの感染者等と濃厚接触し、業務以外に感染者等との接触や感染機会を認められず発症」というものです。仕事が原因で新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、労災請求を労働基準監督署に行うことが肝要です。

東京労働安全衛生センターが厚労省職員から得た情報によると、4月22日時点での新型コロナウイルス感染症に係る労災請求件数は2件ということです。各地の特別相談窓口には500件以上の労災補償に関する相談が寄せられていることから、厚労省は今後、労災請求が増加するとみられると考えているということで、労災の調査にあたっては、保健所との連携を行う予定で、発症から2週間前までの感染経路を調べる方向ということです。

これらの東京労働安全衛生センターからの情報がもたらされた後の4月24日、毎日新聞が3月から4月までに中国人観光客を案内したツアー関係者や陽性患者を看病していた看護師からの新型コロナウイルス感染症に係る労災請求が3件行われていることを報道しました。

厚労省は、感染力が強いという新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえ、業務起因性を判断する際には、感染経路の特定を厳格に求めず、迅速かつ広範に労働者の救済と補償を図るべきです。今後の新型コロナウイルス感染症に係る労災請求件数や認定件数に注目していく必要があります。

韓国の新型コロナウイルス感染症認定事例

韓国で労災保険の認定を行う勤労福祉公団は4月10日、九老区コールセンターで相談 業務に従事し、新型コロナウイルス感染症に罹患した労働者の労災を認定しました。

勤労福祉公団の業務上判定委員会は、密集しているスペースで勤務する業務の特性上、繰り返し飛沫などの感染危険にさらされた点を考慮し業務と申請疾病との間に相当因果関係があると判断しました。

この認定により被災労働者には新型コロナウイルス感染症の治療で働けない期間中、平均賃金の70パーセントに相当する休業給付が支給されるようになります。

この労災認定は申請からわずか3週間で決定されました。勤労福祉公団は新型コロナウイルス感染症のような感染性の疾病については、疫学調査を経て正確な感染経路を確認しなければならず長期間の時間を要すが、今回の件については、自治体ホームページ等の関係機関の情報を活用し、明確な発症経路を確認し、疫学調査の省略等により速やかに労災承認を決定した。また、被災労働者が労災申請を容易に行えるよう事業主確認制度を廃止し、書式を簡素化したほか、やむを得ない場合、病院診断書の添付だけでも労災申請が可能となるよう、制度を改善したと報道発表資料において明らかにしています。

厚労省の経済団体に対する要請

4月17日、厚労省は経済団体などに対し「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる 事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」という通知を出し、協力依頼を 行いました。

厚労省はこの通知の中で、新型コロナウイルス感染症の陽性者について、労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告の提出に留意することや労災保険制度については、労働者が新型コロナウイルス感染症に罹患し、業務又は通勤に起因して発症したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となることから、労災保険制度について周知していただいた上、適切に請求を勧奨していただきたいと要請しています。

(事務局 成田博厚)